

白山市有料広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示第8号）

第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告物に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮しなければならない。

2 この基準に定める「屋外広告物」とは、石川県屋外広告物条例（昭和39年石川県条例第60号）第5条に定める許可を要するものをいう。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号若しくは第3号から第8号まで又は第6項から第11項までに規定する業種

(2) 消費者金融

(3) ギャンブルに係る者

(4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

(6) 債権取立て、示談引受け等に係る者

(7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者

(8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者

(掲出基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲出しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- イ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- エ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- カ 国内世論が大きく分かれているもの
- キ 喫煙に関するもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(屋外広告物に関する交通安全上の基準)

第6条 屋外広告物の内容、デザイン等が次のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲出しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

(WEBページに関する基準)

第7条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲出する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。